

平成29年障害福祉サービス等 経営実態調査の実施について

経営実態調査の見直しに係る対応方針

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会報告書(平成27年12月24日)において示された見直しの方向性について、平成29年調査における対応方針は以下のとおりとする。

検討会報告書における見直しの方向性	対応方針
1. 複数年データの把握	
○ 継続的に施設・事業所の収支状況等を把握することにより、よりの確に経営実態を把握できるよう、経営実態調査に加えて障害福祉サービス等従事者処遇状況調査(以下「処遇状況等調査」という。)において、報酬改定前後の2年分のデータを把握する。	○ 平成28年度処遇状況等調査の調査項目に平成26、27年度の事業活動収支を追加した。
2. 法人単位での収支等の実態把握	
○ 経営実態調査において法人全体の経営実態を把握することの優先度は高くないことから、従来どおり、サービス単位での調査とする。	○ 従来どおり、サービス単位での調査とする。
3. 財務諸表の活用	
○ 報酬改定の検討に際しての参考として、記入者負担に配慮しつつ、必要最低限の調査項目を追加する観点から、新たに長期借入金返済支出を把握する。	○ 長期借入金返済支出の調査項目を新たに追加する(資料3)。
4. サービス間の費用按分の取扱い等	
○ 社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行うこととし、その方法については調査結果の公表の際に具体的に示すこととする。	○ 社会福祉法人以外の法人については、社会福祉法人会計基準運用指針に示されている費用の配分方法を参考に、記入者負担に配慮した上で、按分指標となる数値(勤務時間割合、延べサービス提供時間、延べ利用者数、延べ床面積割合 等)を調査し、当該指針に準拠して費用按分を行う。

検討会報告書における見直しの方向性

対応方針

5. 有効回答率の向上に向けた取扱等

○ 記入者負担の軽減や誤記入防止等。

- ・ 回答の際に、不条理なデータや誤記入に対してエラー表示で知らせることができるオンライン調査を促進する。

- ・ オンライン調査票について、回答入力時に記入漏れや誤記入に対してアラートを表示する等、誤回答を未然に防ぐための機能を追加する。
- ・ オンライン調査の回収率向上を図るため、利用ガイドやリーフレット等を調査票に併せて配布する。

- ・ 社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書の勘定項目と調査票への記載項目との対応イメージを提示することにより、事業者が適切に回答できるよう、記入要領等で工夫をする。

- ・ 記入要領について、調査票を引用して「回答例」を示し、どのように回答すればいいのかが視覚的に分かりやすいよう工夫を行う。

○ 休廃止事業所への対応として、こうした事業所をあらかじめ母集団名簿から除外する方策として、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)の給付データにおける請求事業所の名簿を活用して、調査対象事業所の抽出を行う。

○ 国保連において集約している給付実績データと経営実態調査の母集団名簿についてデータマッチングを行うことにより、サービス提供実績のない事業所を母集団名簿から除外する方向で検討する。

○ 障害福祉サービス事業所は、経営規模が比較的小さい事業所が多い点を踏まえ、事業所規模を考慮した抽出を行う。

○ 国保連の給付実績データを用い、事業規模も考慮して調査対象の抽出を行う方向で検討する。

○ 地方自治体、関係団体等を通じた調査への協力依頼について、さらなる働きかけが必要。

○ 地方自治体、関係団体等に対する調査協力依頼や回答期限経過後の督促依頼をする際には、例えば、回答未提出の事業所一覧を共有するなど、従来にも増して働きかけを強化する。

その他の取組み	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支出科目について、経営主体によって採用している会計基準が異なることによる誤記入防止の観点から、会計基準別に調査票を用意する(従来は科目対照表による科目の読み替えで対応)。 ○ 記入者負担軽減の観点から、収支の算出に直接関連しない調査項目について、調査票から削除。 ○ 調査票に厚生労働省のクレジット、ロゴマークを明記する(その他の調査関係書類も同様)こととし、報酬改定の検討を行う上で重要な調査である旨を明記。
<ul style="list-style-type: none"> ○ データチェック及び疑義照会等のデータクリーニング体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ データチェック、データ修正といった一連のデータ処理をマニュアル化するとともに、記入漏れ、記入誤り、記入内容の矛盾や異常値について回答者に対する疑義照会等の体制を強化する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集計方針 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来サービス別だけでなく、経営主体別、事業規模別、地域別に集計を行う。

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会	
第4回 (H28.12.19)	資料2 改

平成 29 年障害福祉サービス等経営実態調査の実施について

平成 29 年障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）については、以下の基本的な考え方に沿って調査を実施する。

1. 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

平成 29 年 5 月（平成 28 年度決算額を調査）

（参考：平成 26 年調査の調査時期は平成 26 年 4 月）

(2) 公表時期

結果の公表は、平成 29 年 10 月を予定。

（平成 26 年調査の結果は、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第 8 回 平成 26 年 10 月 6 日）で公表。）

3. 調査対象サービス等

(1) 調査対象サービス

全ての障害福祉サービス等（平成 26 年調査と同様）

(2) 抽出方法

サービスごとに、経営主体、事業規模及び地域性を考慮の上、層化無作為抽出法により 4%～全数で抽出
（平成 26 年調査は経営主体及び地域性）

(3) 調査項目

- ・各サービスの収支状況（平成 28 年度）
- ・サービス提供状況（平成 28 年度（一部の項目は平成 29 年 4 月））
- ・職員配置、職員給与（平成 28 年度（一部の項目は平成 29 年 4 月））等

4. 調査の基本方針

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会報告書（平成 27 年 12 月 24 日）等を踏まえ所要の見直しを行う。

5. 調査項目の変更等

○：調査する（している項目） ◎：調査内容を見直し
 ×：調査項目から削除する ー：調査していない項

調査項目	平成29年	平成26年	変更理由
1. 基本情報等			
法人設立年月日	×	○	活用実績がないため記入者負担軽減の観点から削除。
事業所設立年月	○	○	
経営主体	○	○	
2. 調査対象サービスが属する経理区分のサービス提供状況			
運営月数	×	○	活用実績がないため記入者負担軽減の観点から削除。
定員	○	○	
開所日数	○	○	
実利用者数	○	○	
延べ訪問回数・延べ利用者数	○	○	
延べ床面積	○	○	
平均障害支援区分	×	○	国保連データで捕捉することが可能であれば、記入者負担軽減の観点から削除する方向で検討する。
3. 調査対象サービスが属する経理区分における従事者数の状況			
職種別の常勤換算数	○	○	
4. 調査対象サービスが属する経理区分における給与等の状況			
給与等の状況	◎	○	H26調査では、給与の状況は暦年の給与額(H25.1～12)を調査していたが、収支の状況と時点を合わせ、年度の給与額を調査する。
退職給付に係る費用	○	ー	社会福祉法の改正により、社会福祉施設職員等退職手当共済の補助制度が廃止されることを踏まえ、各種退職共済の掛け金額を新たに調査。
ホームヘルパーへの支払給与	×	○	活用実績がないため記入者負担軽減の観点から削除。
有資格者等の手当の状況	×	○	活用実績がないため記入者負担軽減の観点から削除。
調査対象サービス区分に関する夜勤・宿直手当の状況	×	○	活用実績がないため記入者負担軽減の観点から削除。
5. 調査対象サービスが属する経理区分の事業活動収支の状況			
事業活動収益	◎	○	事業活動収益については新社会福祉法人会計基準の勘定科目に準拠。また、費用等については、会計基準別に回答を記入出来るよう記入様式を追加。
事業活動費用	◎	○	
事業活動外収支	◎	○	
特別収支	◎	○	
長期借入金返済支出の状況	○	ー	検討会報告書を踏まえ新たに調査。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



統計法に基づく一般統計調査

平成29年障害福祉サービス等経営実態調査（案）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

- この調査票は、今回調査対象となった障害福祉サービス及び障害児支援（以下「障害福祉サービス等」という。）等の状況を伺うものです。
- 調査対象となった障害福祉サービス等についてご記入ください。なお、調査票提出時には調査票の複写を1部お取り置きください。
- 本調査へのご回答は、本調査専用ホームページ（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）よりダウンロードしたエクセルファイルにデータ入力し、当該ファイルをアップロードする方法でも回答いただけます。
- 本調査は統計法に基づき総務省より一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査報告の統計目的以外の使用は認められておりません。

※「調査対象となった障害福祉サービス等」とは、このページ右上のラベルに記載のサービスを指します。

問1. 調査対象となった障害福祉サービス等の活動状況について、該当する番号に○をつけてください。

- 平成28年度の当初又はそれ以前から活動中
- 平成28年度の途中から活動中
- 休止中（平成28年度にサービス提供実績がない場合も含む）
- 平成28年度末までに廃止

☞ 1と回答された場合（調査対象サービスが平成28年度の当初又はそれ以前から活動中）は、以下の項目に沿って回答を進めてください。

☞ 2～4と回答された場合は、以降は回答不要です。このまま調査票を返送してください。

住所・法人名・事業所名の確認	調査票1ページの右上に貼り付けられたラベル記載の法人名、法人本部住所、事業所名、事業所住所に誤りがある場合、下欄に正しい情報を記載してください。（誤りがない場合は記載不要です。）													
	法人名		法人本部住所											
	事業所名		事業所住所											
調査票に関する問合せ電話	— —		調査票に関する問合せFAX	— —										
調査票に関する問合せメールアドレス	@													
調査票に関する問合せ担当者	部署 役職		(フリガナ) 氏名											
事業所設立年月	西暦 [] 年 [] 月													
経営主体 該当する番号1つに○をつけてください。	<table border="0"> <tr> <td>1. 都道府県、市区町村、一部事務組合（公設公営）</td> <td>6. 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）</td> </tr> <tr> <td>2. 都道府県、市区町村、一部事務組合（指定管理）</td> <td>7. 特定非営利活動法人（NPO）</td> </tr> <tr> <td>3. 社会福祉協議会</td> <td>8. 国、のぞみの園、独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>4. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）</td> <td>9. 独立行政法人（のぞみの園、国立病院機構以外）</td> </tr> <tr> <td>5. 医療法人</td> <td>10. その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等）</td> </tr> </table>				1. 都道府県、市区町村、一部事務組合（公設公営）	6. 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）	2. 都道府県、市区町村、一部事務組合（指定管理）	7. 特定非営利活動法人（NPO）	3. 社会福祉協議会	8. 国、のぞみの園、独立行政法人国立病院機構	4. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	9. 独立行政法人（のぞみの園、国立病院機構以外）	5. 医療法人	10. その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等）
1. 都道府県、市区町村、一部事務組合（公設公営）	6. 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）													
2. 都道府県、市区町村、一部事務組合（指定管理）	7. 特定非営利活動法人（NPO）													
3. 社会福祉協議会	8. 国、のぞみの園、独立行政法人国立病院機構													
4. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	9. 独立行政法人（のぞみの園、国立病院機構以外）													
5. 医療法人	10. その他の法人（社団・財団、農協、生協、学校等）													

この調査は報酬改定の基礎資料となる重要なものです。正確な統計を作るためにも、漏れなくご回答いただきますようご理解・ご協力をお願いします。

【提出期限：平成29年●月●日（●）までに提出をお願いいたします】

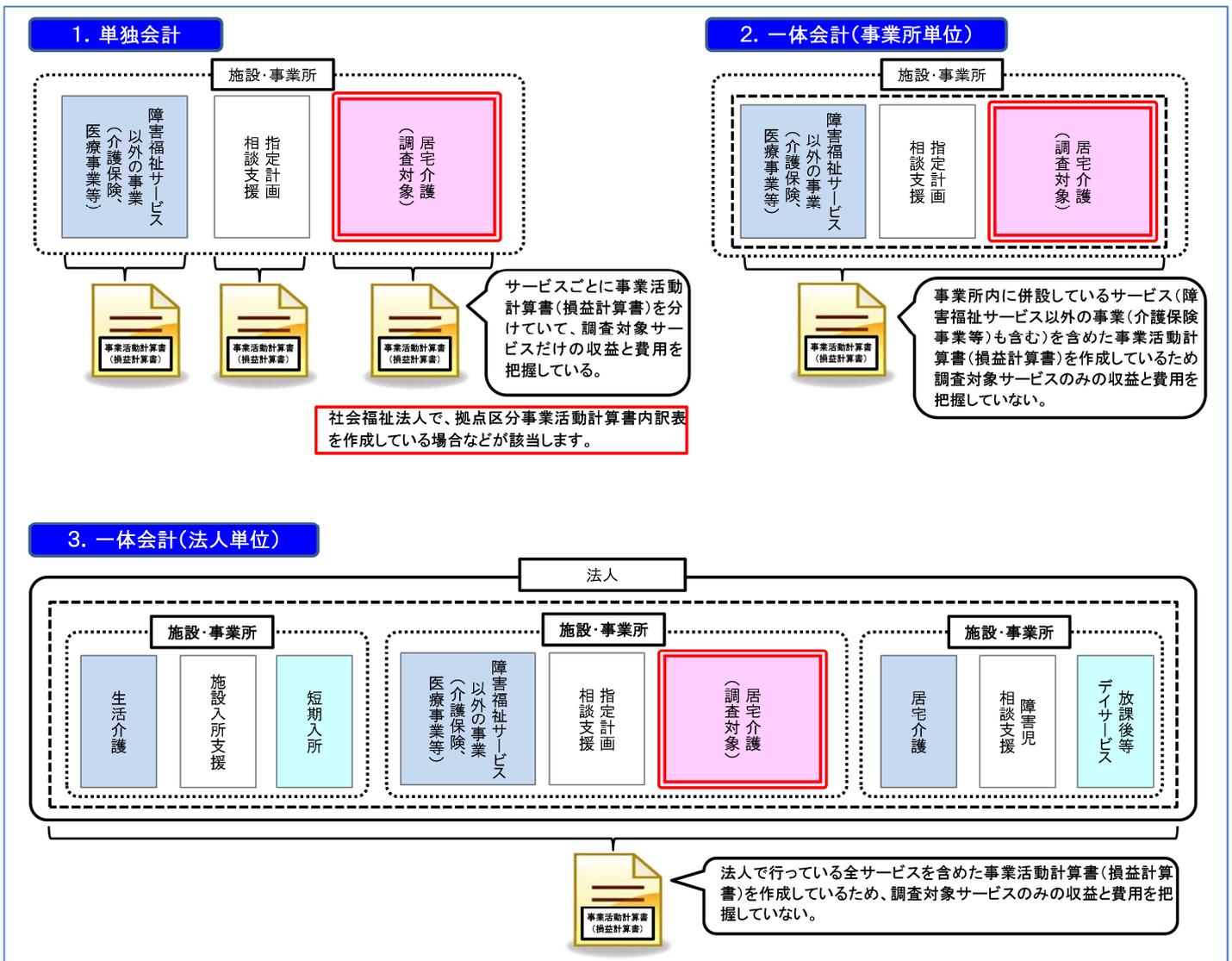
§ 1. 調査対象サービスが属する会計の区分状況等

問 2. 調査対象サービスが属する平成28年度の会計の区分状況について、該当する番号に○をつけてください。

1	1. 単独会計 ● 調査対象サービス単体の区分で会計処理を行っている（サービス区分の決算書類を作成している）
2	2. 一体会計（事業所単位） ● 調査対象サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等（障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を行っている場合も含む）を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分の決算書類を作成している）
3	3. 一体会計（法人単位） ● 複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業（介護保険事業等）を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている（拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない）

※ 収益（収入）は調査対象サービス分を把握しているが、費用（支出）は他の併設サービスと一体的にしか把握していないなど、部分的に調査対象サービス分の収益・費用を把握している場合は、一体会計としてください。

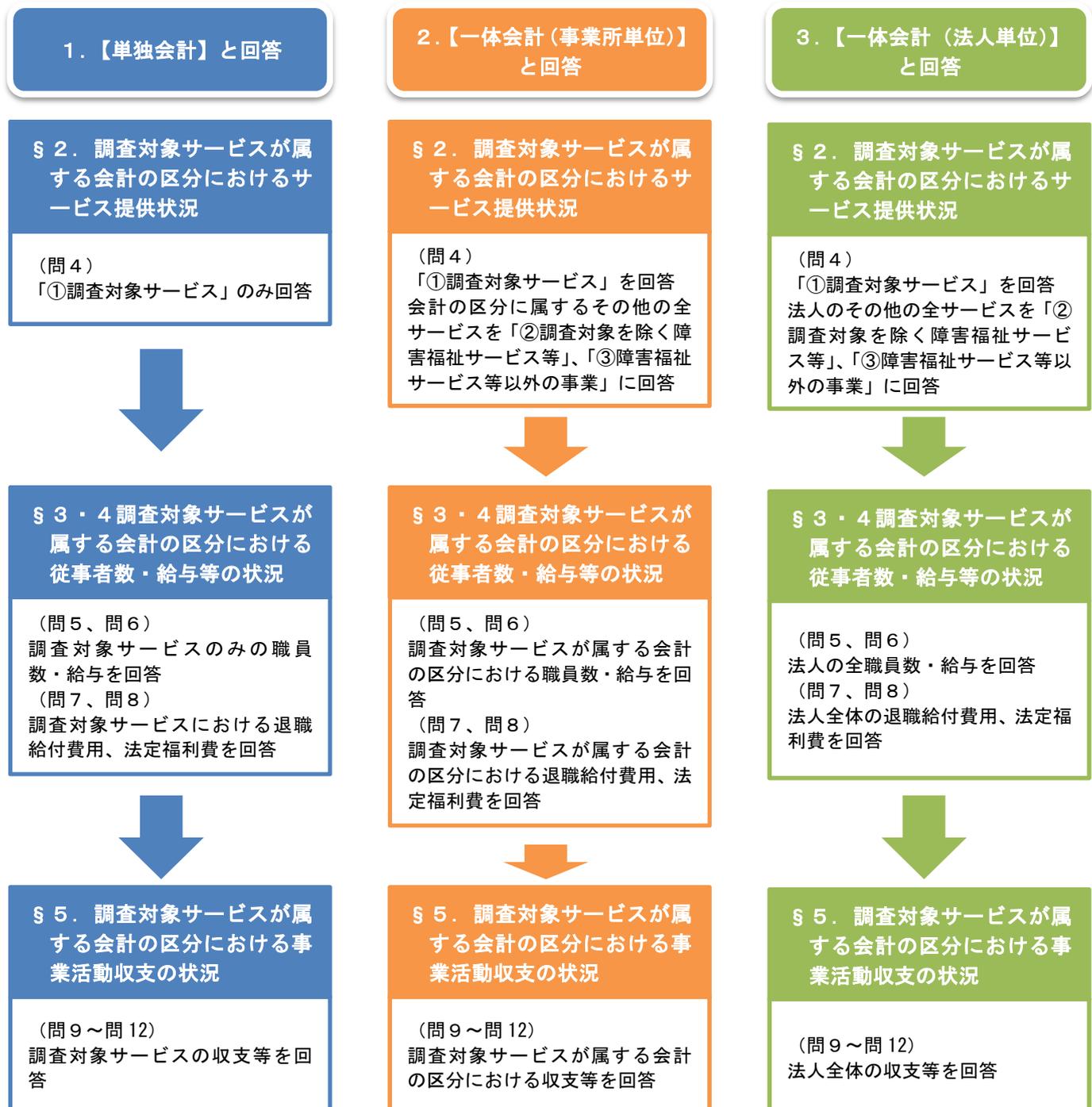
【会計の区分の例：居宅介護サービスが調査対象の場合】



問3. 前問で「2」または「3」と回答されたところにお聞きします。平成28年度の会計において、障害福祉サービス等事業以外の事業で、一体的に会計処理をされている事業(会計の区分に含まれる事業)について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 介護保険事業 | 6. 生活保護事業 |
| 2. 児童福祉事業 (障害児支援を除く) | 7. 地域生活支援事業 |
| 3. 医療保険事業 | 8. その他 () |
| 4. 老人福祉事業 | 9. 障害福祉サービス等事業以外は含まない |
| 5. 保育事業 | |

以降の § 2 ~ § 5 の質問については、前ページの問2で回答いただいた会計の区分状況について記載いただきますので、以下をご参照の上、記載の範囲をお確かめください。



§ 2. 調査対象サービスが属する会計の区分におけるサービス提供状況

問 4. 調査対象サービスが属する会計の区分における各サービスの提供の実績等を記入してください。

問 2 で選択した会計の区分に基づき記載してください

	定員	開所日数	実利用者数	延べ訪問回数	延べ利用者数	延べ床面積 (㎡) あるいは割合 (%)
	平成29年 4月1日現在	平成28年度 1年間	平成29年 4月中	平成28年度1年間	平成28年度1年間	サービス毎の延べ床面積 あるいは割合の概算値を 記入
①調査対象サービス						
	人	日	人	回	人	㎡ %
②調査対象を除く障害福祉サービス等						
1 居宅介護			人	回		㎡ %
2 重度訪問介護			人	回		㎡ %
3 同行援護			人	回		㎡ %
4 行動援護			人	回		㎡ %
5 療養介護	人		人		人	㎡ %
6 生活介護	人	日	人		人	㎡ %
7 短期入所	人		人		人	㎡ %
8 重度障害者等包括支援			人	回	人	㎡ %
9 共同生活援助 (介護サービス包括型)	人		人		人	㎡ %
10 共同生活援助 (外部サービス利用型)	人		人		人	㎡ %
11 施設入所支援	人		人		人	㎡ %
12 自立訓練(機能訓練)	人	日	人		人	㎡ %
13 自立訓練(生活訓練)	人	日	人		人	㎡ %
14 就労移行支援	人	日	人		人	㎡ %
15 就労継続支援A型	人	日	人		人	㎡ %
16 就労継続支援B型	人	日	人		人	㎡ %
17 計画相談支援			人		人	㎡ %
18 地域相談支援 (地域移行支援)			人		人	㎡ %
19 地域相談支援 (地域定着支援)			人		人	㎡ %
20 福祉型障害児入所施設	人		人		人	㎡ %
21 医療型障害児入所施設	人		人		人	㎡ %
22 児童発達支援	人	日	人		人	㎡ %
23 医療型児童発達支援	人	日	人		人	㎡ %
24 放課後等デイサービス	人	日	人		人	㎡ %
25 保育所等訪問支援			人	回		㎡ %
26 障害児相談支援			人		人	㎡ %
③障害福祉サービス等以外の事業						
						㎡ %

《問4の回答に当たっての留意事項》

設問の項目	説明			
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・居住支援サービス、日中活動系サービス、障害児支援について、平成29年4月1日現在で許可・認可、届出をしている定員を記入してください。 ・多機能型事業所で複数サービスの定員合計を定めている場合は、各サービスの上限定員を記入してください（例：児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所で、合計定員10人を定めている場合は、それぞれの欄に「10人」と記入）。 ・空床型の短期入所は記入不要です。 			
開所日数	<ul style="list-style-type: none"> ・日中系サービスの場合、平成28年度1年間の開所日数を記入してください。利用者がいない日であっても、事業所として営業・開所していた日は開所日にカウントしてください。 <p>【記入例】 3月1～3、6～10、13～17、21～24、27～31日（3月中の平日）に開所していた場合</p> <p>→ 3月中の開所日数：22日 → 同様のカウント方法で平成28年度各月の開所日数を算出し、その合計数値を記入する。</p>			
実利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月中の実利用者数を記入してください。 ・利用日数・回数に関係なく、4月中に1日・1回だけ利用した者も、複数日・複数回利用した者も、月途中で入退所した者も、「1人」とカウントしてください。 ・訪問型、施設外支援のみの在宅利用者についても、実利用者数にカウントしてください。 ・相談支援サービスの実利用者数は、平成29年4月の給付費対象人数を記入してください。 			
延べ訪問回数	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスについて、平成28年度の延べ訪問回数を記入してください。 ・利用者1人の1回の訪問を複数の職員で行なった場合も、訪問回数は訪問した職員の数に関わりなく、「1回」とカウントしてください。 ・自立訓練の訪問分の回数は記入不要です。 			
延べ利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・居住支援系サービス、日中活動系サービス、障害児支援について、平成28年度の延べ利用者数（1日の利用者数の年間合計）を記入してください（1年間に報酬請求した人数と一致します）。 ・入所日・退所日、入院・外泊の初日・最終日も「1日」とカウントしてください。 ・訪問型、施設外支援のみの在宅利用者についても、利用回数に応じてカウントしてください。 ・相談支援サービスの延べ利用者数は、平成28年度の月次の給付費対象人数合計を記入してください。 			
延べ床面積（㎡） あるいは割合（%）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している障害福祉サービス等の事業で専用する延べ床面積を算出し、また一体的に会計を行っている他のサービス・事業と共用する床面積がある場合には、その共用床面積を各サービス・事業に配分し、先の専用床面積と合算して記入してください。床面積は小数点第1位を四捨五入し、整数で記入してください。 ・共用床面積は以下の例を参考に各サービス・事業へ配分を行ってください。 <p>【計算例】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #f28b82;">調査対象サービス専用 80㎡</td> <td style="background-color: #d9ead3;">共用 10㎡</td> <td style="background-color: #d9ead3;">他サービス・事業専用 20㎡</td> </tr> </table> <p>調査対象サービス専用部分：80㎡ 共用部分：10㎡ 調査対象サービス専用への共用部分床面積の配分：$8㎡ = 10㎡ \times (80㎡ / (80㎡ + 20㎡))$ したがって、調査対象サービス延べ床面積（専用部分＋共用部分配分）$= 80㎡ + 8㎡ = 88㎡$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積の算出が難しい場合には、各サービスの延べ床面積の割合（%表記）を概ねの値にて記入してください。その場合には、当該欄を縦に足した合計が100%になるようご記入ください。（なお、3等分の場合の33%×3など、四捨五入の関係で合計100%にならない場合はそのままかまいません。） <p>【上記例の場合】 調査対象サービス延べ床面積割合概算値：80%（=88㎡） 他サービス・事業延べ床面積概算値：20%（=22㎡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象サービスの専用部分が決めがたい場合は、該当する床面積をサービス・事業数で等分した床面積としてください。（例：障害福祉の居宅介護と介護保険の訪問介護を行っている事業所で、該当する床面積は事務所スペースのみ、すべて共用の場合、それぞれの欄に「事務所の床面積を2等分した面積」を記入） 	調査対象サービス専用 80㎡	共用 10㎡	他サービス・事業専用 20㎡
調査対象サービス専用 80㎡	共用 10㎡	他サービス・事業専用 20㎡		

§ 3. 調査対象サービスが属する会計の区分における従事者数の状況

問 5. 調査対象サービスが属する会計の区分において、平成29年4月に在籍していた職種別の職員数を記入してください（記入に当たっては、必ず記入要領を確認してください）。

- 「**実人数**」については、換算や按分の必要はありません。問2で選択した会計の区分における**実際の人数**を記入してください。
- 「**調査対象サービス分に換算した人数**」は、調査対象サービスに従事した勤務時間を「施設・事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数」で割って求めた換算人数としてください。
 ※ 「調査対象サービス分に換算した人数」及び「常勤換算人数」は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位までを記入してください。ただし、得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」としてください（最小値は0.1とし、0にはしないでください）。
 ※ 複数の職種に従事している場合、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。主として従事している職種を決めがたい場合、番号の若い順に優先して記入してください。

平成29年4月分

職 種	常 勤		非 常 勤		
	実人数	調査対象サービス分に換算した人数	実人数	常勤換算人数	調査対象サービス分に換算した人数
1 施設長・管理者	人	人	人	人	人
2 サービス管理責任者	人	人	人	人	人
3 児童発達支援管理責任者	人	人	人	人	人
4 サービス提供責任者	人	人	人	人	人
5 医師	人	人	人	人	人
6 看護職員（保健師、看護師、准看護師）	人	人	人	人	人
7 理学療法士	人	人	人	人	人
8 作業療法士	人	人	人	人	人
9 聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員（言語聴覚士を含む）	人	人	人	人	人
10 機能訓練担当職員	人	人	人	人	人
11 地域移行支援員	人	人	人	人	人
12 就労支援員	人	人	人	人	人
13 職業指導員	人	人	人	人	人
14 心理指導担当職員	人	人	人	人	人
15 生活支援員	人	人	人	人	人
16 ホームヘルパー	人	人	人	人	人
17 世話人	人	人	人	人	人
18 児童指導員又は指導員	人	人	人	人	人
19 保育士	人	人	人	人	人
20 相談支援専門員	人	人	人	人	人
21 地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	人	人	人	人	人
22 訪問支援員	人	人	人	人	人
23 管理栄養士	人	人	人	人	人
24 栄養士	人	人	人	人	人
25 調理員	人	人	人	人	人
26 事務員	人	人	人	人	人
27 その他の職員	人	人	人	人	人

《問5の回答に当たっての留意事項》

- 「常勤職員」とは、施設・事業所の所定労働時間（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）のすべてを勤務している者をいいます。所定労働時間のすべてを勤務しているパートタイマーは常勤職員となります。「非常勤職員」とは、常勤職員以外の従事者をいいます。常勤・非常勤の別は勤務時間によるもので、契約上の身分（正規・非正規）によるものではありません。
- 「調査対象サービス分に換算した人数」について、勤務時間による換算が困難な場合は、サービス利用者数、訪問回数などの適切な基準で換算をしてください。
※ より詳細な計算方法・計算例などは記入要領を参照ください。

「調査対象サービス分に換算した人数」の計算例

※就業規則上の常勤従事者の1週間の勤務時間を「40時間」と定めている事業所の例

例1	<p>障害者支援施設で、同一の会計の区分に施設入所支援（調査対象）と生活介護があり、週の勤務時間が施設入所支援30時間、生活介護10時間の常勤の生活支援員が4人在籍している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">施設入所支援（調査対象） 30時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a6c9ec;">生活介護 10時間</td> </tr> </table> <p>生活支援員の実人数：4人 調査対象サービス分に換算した人数：$(4人 \times 30時間) / 40時間 = 3人$</p>	施設入所支援（調査対象） 30時間	生活介護 10時間	
施設入所支援（調査対象） 30時間	生活介護 10時間			
例2	<p>同一の会計の区分で障害福祉の居宅介護（調査対象）、介護保険の訪問介護、地域生活支援事業の移動支援を行っている事業所で、非常勤のホームヘルパー10人の週の合計勤務時間が250時間、そのうち居宅介護に従事した合計時間が20時間だった場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">居宅介護（調査対象） 20時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a6c9ec;">訪問介護 200時間＋移動支援 30時間</td> </tr> </table> <p>ホームヘルパーの実人数：10人 常勤換算人数：$250時間 / 40時間 = 6.25 \rightarrow 6.3人$ 調査対象サービス分に換算した人数：$20時間 / 40時間 = 0.5人$</p>	居宅介護（調査対象） 20時間	訪問介護 200時間＋移動支援 30時間	
居宅介護（調査対象） 20時間	訪問介護 200時間＋移動支援 30時間			
例3	<p>同一の会計の区分で計画相談支援（調査対象）、地域相談支援、障害児相談支援を行っている事業所で、常勤の相談支援専門員の週の勤務時間が50時間、そのうち計画相談支援に20時間従事したが、事業所運営などの間接業務にも10時間従事している場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; background-color: #f28b82;">計画相談支援（調査対象） 20時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #a6c9ec;">地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間</td> <td style="text-align: center; background-color: #d9ead3;">間接業務 10時間</td> </tr> </table> <p>相談支援専門員の实人数：1人 調査対象サービス分に換算した人数： ①直接業務の勤務時間 20時間 ②間接業務の配分 $10時間 \times (20時間 / 40時間) = 5時間$（直接業務の勤務時間比で配分） したがって、$(①+②) / 40時間 = 0.625 \rightarrow 0.6人$（分母は実際の勤務時間ではなく規定の勤務時間）</p>	計画相談支援（調査対象） 20時間	地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間	間接業務 10時間
計画相談支援（調査対象） 20時間	地域相談支援 15時間 障害児相談支援 5時間	間接業務 10時間		
例4	<p>障害者支援施設で、同一の会計の区分に短期入所（調査対象）、施設入所支援、生活介護があり、非常勤の事務員3人の週の合計勤務時間が90時間、すべて間接業務で調査対象の従事時間を決めたい場合 事務員の实人数：3人 常勤換算人数：$90時間 / 40時間 = 2.25 \rightarrow 2.3人$ 調査対象サービス分に換算した人数： 短期入所利用者数（延べ人数）／施設の総利用者数（延べ人数）＝10%だった場合、 $(90時間 \times 10\%) / 40時間 = 0.225 \rightarrow 0.2人$（勤務時間で換算できないため、延べ利用者数で換算）</p>			

問6以降については、複数のサービスについてご回答いただいている事業所で、会計の区分が同一であり、すでに他の調査票で同一の内容を回答いただいている場合は、本調査票での回答を省略することができます。その場合は、回答を記入いただいた調査票番号をここに記入し、本調査票の回答は終了です。



調査票番号

§ 4. 調査対象サービスが属する会計の区分における給与等の状況

問6. 調査対象サービスが属する会計の区分において、平成28年度1年間の職種別支払給与額を記入してください（記入に当たっては、必ず記入要領を確認してください）。

- 「支払給与額合計」については、換算や按分の必要はありません。問2で選択した会計の区分における実際に支払われた給与額（基本給・諸手当・賞与の合計額）を記入してください。
 - 「月数調整後支払人数」は、1年間継続して給与を支払った場合を1人とカウントし、それ以外の場合、給与支払い月数に応じて計算した人数について、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記入してください。ただし、得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」とご記入ください。
- ※1 複数の職種に従事している場合、主として従事している職種のいずれか1つに分類して記入してください。主として従事している職種を決めたい場合、番号の若い順に優先して記入してください。
- ※2 派遣職員で対応している職種がある場合は、その職員数及び給与は含めないでください。

平成28年度1年分

職種	常勤					非常勤				
	月数調整後 支払人数	支払給与額合計				月数調整後 支払人数	支払給与額合計			
		億	百万	千	円		億	百万	千	円
1 施設長・管理者	人					人				
2 サービス管理責任者	人					人				
3 児童発達支援管理責任者	人					人				
4 サービス提供責任者	人					人				
5 医師	人					人				
6 看護職員（保健師、看護師、准看護師）	人					人				
7 理学療法士	人					人				
8 作業療法士	人					人				
9 聴能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員（言語聴覚士を含む）	人					人				
10 機能訓練担当職員	人					人				
11 地域移行支援員	人					人				
12 就労支援員	人					人				
13 職業指導員	人					人				
14 心理指導担当職員	人					人				
15 生活支援員	人					人				
16 ホームヘルパー	人					人				
17 世話人	人					人				
18 児童指導員又は指導員	人					人				
19 保育士	人					人				
20 相談支援専門員	人					人				
21 地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	人					人				
22 訪問支援員	人					人				
23 管理栄養士	人					人				
24 栄養士	人					人				
25 調理員	人					人				
26 事務員	人					人				
27 その他の職員	人					人				

《問6の回答に当たっての留意事項》

- 「常勤職員」とは、施設・事業所の所定労働時間（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）のすべてを勤務している者をいいます。所定労働時間のすべてを勤務しているパートタイマーは常勤職員となります。「非常勤職員」とは、常勤職員以外の従事者をいいます。常勤・非常勤の別は勤務時間によるもので、契約上の身分（正規・非正規）によるものではありません。

※ より詳細な計算方法・計算例などは記入要領を参照ください。

【月数調整後支払人数の計算式】

（常勤職員）

勤務した月数の合計 ÷ 12か月

（非常勤職員）

勤務した時間数の合計 ÷ (12か月 × 4週 × 就業規則上の常勤従事者の1週間の勤務時間)

「月数調整後支払人数」の計算例

※就業規則上の常勤従事者の1週間の勤務時間を「40時間」と定めている事業所の例

例1	平成28年度に給与を支払った常勤の生活支援員で対象となる会計区分に属する者が4人、うち3人は1年間を通じて勤務、うち1人は新規採用で平成28年度の勤務は3か月である場合 勤務した月数の合計：12か月×3人+3か月×1人 = 39か月 月数調整後支払人数：39か月÷12か月 = 3.25 → 3.3人
例2	平成28年度に給与を支払った常勤の生活支援員で対象となる会計区分に属する者が5人、うち3人は1年間を通じて勤務、うち1人は異なる会計区分の事業所からの異動で平成28年度の勤務は6か月、うち1人は年度中に退職して平成28年度の勤務は6か月である場合 勤務した月数の合計：12か月×3人+6か月×1人+6か月×1人 = 48か月 月数調整後支払人数：48か月÷12か月 = 4人
例3	平成28年度に給与を支払った非常勤のホームヘルパーで対象となる会計区分に属する者が10人、平成28年度の合計勤務時間数が12,000時間である場合 勤務した時間数の合計：12,000時間 月数調整後支払人数：12,000時間÷(12か月×4週×40時間) = 6.25 → 6.3人
例4	平成28年度に給与を支払った非常勤の相談支援専門員で対象となる会計区分に属する者が1人、平成28年度の合計勤務時間数が150時間である場合 勤務した時間数の合計：150時間 月数調整後支払人数：150時間÷(12か月×4週×40時間) = 0.078125 → 0.1人
例5	平成28年度に給与を支払った非常勤の事務員で対象となる会計区分に属する者が3人、うち2人は週の勤務時間が30時間で12か月勤務、うち1人は週の勤務時間が20時間で4か月勤務の場合 勤務した時間数の合計：12か月×4週×30時間×2人+4か月×4週×20時間×1人 = 4,640時間 月数調整後支払人数：4,640時間÷(12か月×4週×40時間) = 2.416... → 2.4人

問7. 平成28年度の1年間における退職給付に係る費用を内容別に記入してください。

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

平成28年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
①社会福祉施設職員等退職手当共済の掛け金額				
②全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の掛け金額				
③中小企業退職金共済制度の掛け金額				
④その他の共済制度の掛け金額				
⑤退職給与（給付）引当金繰入額（①～④以外）				
⑥退職金として支出（①～⑤の計上分以外）				

問8. 平成28年度の1年間における法定福利費（事業主負担分）の額を記入してください。

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

平成28年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
法定福利費（事業主負担分）の額				

§ 5. 調査対象サービスが属する会計の区分における事業活動収支の状況

問 9. 事業活動収益（収入）

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

平成28年度の1年分の事業活動収益（収入）について記入してください。

○ 問2で、

- ・「**1. 単独会計**」と回答した場合は、調査対象サービスにおける収益（収入）について記入してください。
- ・「**2. 一体会計（事業所単位）**」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の収益（収入）について記入してください。
- ・「**3. 一体会計（法人単位）**」と回答した場合は、法人全体の集計（収入）について記入してください。

○ 科目名については、採用している会計基準により異なっている場合がありますので、記入要領を参照して適宜読み替えをしてください。

○ お手数ですが、複数の費目をまとめて記入することはせず、個別費目ごとに金額を記入してください。
金額については、概算にせず一の位まで記入してください。

平成28年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
事業活動収益（収入）	1. 自立支援給付費等収益（収入）	計			
	(1) 介護給付費収益（収入）	小計			
	① 居宅介護				
	② 重度訪問介護				
	③ 同行援護				
	④ 行動援護				
	⑤ 重度障害者等包括支援				
	⑥ 療養介護（経過療養介護を含む）				
	⑦ 生活介護				
	⑧ 経過的生活介護				
	⑨ 短期入所				
	⑩ 施設入所支援				
	⑪ 経過施設入所支援				
	(2) 訓練等給付費収益（収入）	小計			
	① 共同生活援助				
	② 自立訓練（機能訓練）				
	③ 自立訓練（生活訓練）				
	④ 宿泊型自立訓練				
	⑤ 就労移行支援				
	⑥ 就労継続支援A型				
	⑦ 就労継続支援B型				
	(3) サービス利用計画作成費収益（収入）	小計			
	① 地域相談支援（地域移行支援）				
	② 地域相談支援（地域定着支援）				
	③ 計画相談支援				
④ 障害児相談支援					
(4) 障害児施設等給付費収益（収入）	小計				
① 福祉型障害児入所施設					
② 医療型障害児入所施設					
③ 児童発達支援					
④ 医療型児童発達支援					
⑤ 放課後等デイサービス					
⑥ 保育所等訪問支援					
2. 利用者負担金収益（収入）	計				
(1) 居宅介護					
(2) 重度訪問介護					

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
事業活動収益（収入）（続き）	(3) 同行援護				
	(4) 行動援護				
	(5) 重度障害者等包括支援				
	(6) 療養介護（経過の療養介護を含む）				
	(7) 生活介護				
	(8) 経過的生活介護				
	(9) 短期入所				
	(10) 施設入所支援				
	(11) 経過的施設入所支援				
	(12) 共同生活援助				
	(13) 自立訓練（機能訓練）				
	(14) 自立訓練（生活訓練）				
	(15) 宿泊型自立訓練				
	(16) 就労移行支援				
	(17) 就労継続支援A型				
	(18) 就労継続支援B型				
	(19) 福祉型障害児入所施設				
	(20) 医療型障害児入所施設				
	(21) 児童発達支援				
	(22) 医療型児童発達支援				
	(23) 放課後等デイサービス				
	(24) 保育所等訪問支援				
	3. 補足給付費収益（収入）				
	4. 特定費用収益（収入）				
	5. 措置費収益（収入）	計			
	(1) 福祉型障害児入所施設				
	(2) 医療型障害児入所施設				
	(3) その他				
	6. 運営費収益（収入）				
	7. その他の事業収益（収入）	計			
(1) 補助金事業収益（収入）					
(2) 受託事業収益（収入）					
(3) その他					
8. 障害福祉サービス以外の事業による収益（収入）					
うち介護保険収益（収入）					
①訪問介護（介護予防含む）					
②その他					
うち医療機関としての入院・外来収益（収入）					
うち就労支援事業・授産事業収益（収入）					
9. その他の収益（収入）					
※1～8以外の収益（収入）の合計額を記入					
事業活動収益（収入）計					

問10. 長期借入金返済支出の状況

- 貸借対照表の固定負債に長期借入金があり、資金収支計算書、キャッシュフロー計算書に償還支出を計上している場合は、その金額を記入してください。

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

平成28年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
設備資金借入金元金償還支出				
長期運営資金借入金元金償還支出				
その他の長期借入金償還支出				

問11. 公設公営及び指定管理を行っている施設・事業所の補助金、指定管理料等の状況

公設公営施設及び指定管理を行っている施設・事業所の場合にご回答ください。

- 公設公営または指定管理による運営を行っている施設・事業所において、設置者からの運営補助金、指定管理料の金額を記入してください。また、報酬、利用料等を收受して、全額を設置者に返還する預り金等がある場合、その金額を記入してください。

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

平成28年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
設置者からの運営補助金				
指定管理料				
預り金（設置者への返還金）				

問12. 事業活動費用（支出）及び事業活動外収支・特別収支

○ 事業活動費用（支出）等について、採用している会計基準に該当するページに記入してください。

会計基準	①社会福祉法人会計	②病院会計	③企業会計、NPO会計、 その他の会計
該当ページ	14ページ	16ページ	17ページ

①社会福祉法人会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1. 単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等について記入してください。
 - ・「2. 一体会計（事業所単位）」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等について記入してください。
 - ・「3. 一体会計（法人単位）」と回答した場合は、法人全体の費用等について記入してください。
- 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。

平成28年度1年分

科 目	金 額				
	億	百万	千	円	
サービス活動費用	1. 人件費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 事業費 計				
	(1) 給食費				
	(2) 介護用品費				
	(3) 保健衛生費				
	(4) 水道光熱費				
	(5) 燃料費				
	(6) 消耗器具備品費				
	(7) 保険料				
	(8) 賃借料 小計				
	① 設備器械				
	② その他の賃借料（①に該当しないもの）				
	(9) 車両費				
	(10) 雑費				
	(11) その他経費（(1)～(10)に該当しないもの）				
	3. 事務費 計				
	(1) 福利厚生費				
	(2) 旅費交通費				
	(3) 研修研究費				
	(4) 事務消耗品費				
	(5) 印刷製本費				
	(6) 水道光熱費				
	(7) 燃料費				
	(8) 修繕費				
	(9) 通信運搬費				
	(10) 広報費				
	(11) 業務委託費 小計				
	① 給食委託費				
② 送迎委託費					
③ 清掃委託費					
④ その他委託費（①～③に該当しないもの）					

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
サービス活動費用(続き)	(12) 保険料				
	(13) 賃借料				
	① 設備器械				
	② その他の賃借料 (①に該当しないもの)				
	(14) 土地・建物賃借料				
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
	(15) 租税公課				
	(16) 保守料				
	(17) 雑費				
	(18) その他経費((1)～(17)に該当しないもの)				
	4. 就労支援事業費用				
	5. 授産事業費用				
	6. 利用者負担軽減額				
	7. 減価償却費				
	(1) 建物及び建物付属設備減価償却費				
	(2) その他減価償却費				
	8. 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲			
9. 徴収不能額					
10. 徴収不能引当金繰入					
11. その他費用 ※1～10以外の費用の合計額を記入					
サービス活動費用計(1～11の合計)					
サービス活動外収益					
うち借入金利息補助金収益					
サービス活動外費用					
うち支払利息					
特別収益					
うち事業区分間繰入金収益					
うち拠点区分間繰入金収益					
特別費用					
うち事業区分間繰入金費用					
うち拠点区分間繰入金費用					
うち法人本部に帰属する繰入金費用					
うち法人本部のサービス区分間繰入金費用					

②病院会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1.単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等について記入してください。
 - ・「2.一体会計(事業所単位)」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等について記入してください。
 - ・「3.一体会計(法人単位)」と回答した場合は、法人全体の費用等について記入してください。
 - 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各支出費目に消費税額を算入した値)で記入してください。
 - 金額については、概算にせざる位まで記入してください。
- ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「給与費」、業務委託費として処理されている分は「委託費」に計上し、二重計上はしないでください。

平成28年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
医業・介護費用	1. 給与費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 材料費				
	3. 委託費 計				
	(1) 検査委託費				
	(2) 給食委託費				
	(3) 清掃委託費				
	(4) 派遣委託費				
	(5) その他の委託費 ((1)～(4)に該当しないもの)				
	4. 設備関係費 計				
	(1) 減価償却費				
	① 建物及び建物付属設備減価償却費				
	② その他減価償却費				
	(2) 機器賃借料				
	(3) 地代家賃				
	(4) 修繕費				
	(5) 車両関係費				
	(6) その他の設備関係費 ((1)～(5)に該当しないもの)				
	5. 研究研修費				
	6. 経費 計				
	(1) 福利厚生費				
	(2) 旅費交通費				
	(3) 通信費				
	(4) 水道光熱費				
	(5) 消耗品費				
	(6) 保険料				
(7) 租税公課					
(8) 雑費					
(9) その他の経費 ((1)～(8)に該当しないもの)					
7. その他の医業費用 (1～6に該当しないもの)					
医業・介護費用計(1～7の合計)					
本部経費配賦額					
医業・介護外収益 計					
1. 受取利息・配当金					
2. 補助金収益					
3. その他の医業・介護外収益 (1、2に該当しないもの)					
医業・介護外費用 計					
1. 支払利息					
2. 徴収不能額					
3. その他の医業・介護外費用 (1、2に該当しないもの)					
臨時収益					
臨時費用					
法人税、住民税及び事業税					

③企業会計、NPO会計、その他の会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1.単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用（支出）等について記入してください。
 - ・「2.一体会計（事業所単位）」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用（支出）等について記入してください。
 - ・「3.一体会計（法人単位）」と回答した場合は、法人全体の費用（支出）等について記入してください。
- 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。
 - ※ NPO法人会計で経常費用を「事業費」「管理費」に区分している場合は、各勘定科目に合算して記載してください。
 - ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「人件費」、業務委託費として処理されている分は「委託料」に計上し、二重計上はしないでください。

平成28年度1年分

科 目		金 額			
		億	百万	千	円
売上原価・経常費用（支出）	1. 人件費				
	うち退職給付費用				
	うち派遣職員費				
	2. 経費				
	(1) 給食材料費				
	(2) 車輛費				
	(3) 光熱水費				
	(4) 福利厚生費				
	(5) 旅費交通費				
	(6) 研修費				
	(7) 通信運搬費				
	(8) 賃借料				
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
	③ 設備器械				
	④ その他の賃借料（①～③に該当しないもの）				
	(9) 保険料				
	(10) 租税公課				
	(11) 委託料				
	① 派遣委託費				
	② 給食委託費				
	③ 送迎委託費				
	④ 清掃委託費				
⑤ その他の委託費（①～④に該当しないもの）					
(12) その他の経費（(1)～(11)に該当しないもの）					
3. 減価償却費					
(1) 建物及び建物付属設備減価償却費					
(2) その他減価償却費					
4. その他の売上原価・経常費用（1～3に該当しないもの）					
売上原価・経常費用計（1～4の合計）					
本部経費配賦額					
営業外収益					
1. 受取利息					
2. 受取配当金					
3. 補助金収入					
4. その他の営業外収益（1～3に該当しないもの）					
営業外費用					
1. 支払利息					
2. 徴収不能額					
3. その他の営業外費用（1、2に該当しないもの）					
特別利益					
特別損失					
法人税、住民税及び事業税					

*** 記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票の複写を1部お手元に保存いただきますようお願いいたします。 ***

*** 調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。 ***

【調査に関するお問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
「平成 29 年障害福祉サービス等経営実態調査」事務局

【電 話】 0 1 2 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇 (フリーダイヤル)

※受付時間 平日 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 (土・日・祝日を除く)

【F A X】 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇

【メール】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇.jp

【調査専用ホームページ】

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会	
第4回 (H28.12.19)	参考資料

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて（報告書）

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会
平成27年12月24日

第1 はじめに

- 障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、3年に1回の周期で実施されるものである。
- 障害福祉サービス等報酬改定は、障害福祉サービスが報酬制度に移行して以降、これまでに平成21年度、平成24年度及び平成27年度と3回の政策改定が行われているが、その際には、改定の前年に実施される経営実態調査により把握された障害福祉サービス事業所等の経営実態等を一つの参考として、各サービスにおける改定の議論が行われてきた経緯がある。
- このような中で、先般の平成27年度報酬改定においては、社会保障制度全般にわたり将来に向けた持続可能性の観点等からの見直しが求められる中、経営実態調査により把握された各サービス事業所等の収支差率が、従来にも増してクローズアップされることとなった。
- さらに、改定率が決定された際の厚生労働大臣と財務大臣との折衝において、次回の報酬改定に向けて、経営実態調査の客体数を十分確保するとともに、より客観性・透明性の高い手法により、施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう所要の改善措置を講じるとともに、把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行うこととされた。
- 本検討会においては、同様の報酬制度である介護保険制度における見直しの検討状況を踏まえつつ、経営実態調査の見直しに関する各論点に沿って議論を行い、以下のとおり基本的な見直しの方向性を取りまとめた。

第2 見直しの基本的な考え方

- サービスごとの費用等の実態を明らかにし、報酬改定のための基礎資料を得るという経営実態調査の目的に鑑みれば、見直しに当たって留意すべきは、いかに施設・事業所の経営実態をリアルに把握することができるかという点に尽きる。
- このためには、記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点から調査票等の見直しを行うことはもとより、改定前年に直近1年分の決算を把握している現在の調査時期について、複数年にわたり決算を把握できるよう見直し、施設・事業所の経営実態を継続的に押さえていくことが必要である。
- また、複数のサービスを行っているケースでは、採算部門と不採算部門を一体として法人全体としての経営状況を把握すべきではないかといった意見や、現在の事業活動計算書のみでの調査でなく、資金収支計算書等の他の財務諸表も併せて調査すべきではないかといった意見がある。
- これらは本来、法人経営の観点から検討されるべきものであり、経営実態調査において把握する項目としての優先度は高くないが、資金収支に係る必要最小限の調査項目を追加して、報酬改定の検討の際の参考とすることは考えられる。
- なお、サービスごとの経営実態を把握する上では、費用の按分について適切に行われる必要がある。次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分が行われる必要がある。
- さらに、調査結果の有効性を担保するためには、現在のところ低位にある有効回答率をいかに向上させていくかが必須の課題である。このため、標本抽出の際にあらかじめ休廃止事業所を除外する方策や、オンライン調査の普及など様々な工夫が必要である。

第3 各論点における見直しの方向性

1 複数年のデータ把握

- これまで、経営実態調査については報酬改定の前年度に実施し、改定前々年度の1年分の決算を把握してきているが、継続的に施設・事業所の収支状況等を把握することにより、よりの確に経営実態を反映できるよう、経営実態調査に加えて障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下「処遇状況等調査」という。）において、報酬改定前後の2年分のデータを把握する。
- これにより、改定前年、改定年（改定後1年目）及び改定後2年目の3年分のデータを継続的に把握することが可能となる。なお、その際、記入者負担等を考慮する必要があることから、処遇状況等調査と経営実態調査の調査客体を一致させることは行わない。
- また、処遇状況等調査において把握した収支等に関するデータが報酬改定の参考資料として活用されることについては、地方自治体や関係団体等を通じて十分に周知を図る必要がある。

2 法人単位での収支等の実態把握

- 障害福祉サービス等を提供する法人は、複数の障害福祉サービスや介護サービスなど他制度におけるサービスを一体的に運営しているケースが多いため、法人全体としての経営実態を把握し、これを報酬改定の際に考慮すべきではないかとの意見がある。
- 複数のサービスを行っているケースでは、自ずと採算部門と不採算部門が生じることから、法人全体の経営状況を把握・分析すること自体は意味のあることであるが、これは本来、法人経営の観点から検討されるべきものである。
- また、法人単位の調査とした場合、障害福祉サービス以外の制度の経営状況が大きく影響することやサービスごとに報酬が設定されていること等に鑑みれば、経営実態調査において法人全体の経営実態を把握することの優先度は高くないことから、従来どおり、サービス単位での調査とする。

3 財務諸表の活用

- 経営実態調査は、事業活動計算書のデータを把握することにより、各サービスの収支の状況を調査しているが、資金収支計算書等の他の財務諸表も併せて調査すべきではないかとの意見がある。

- これについても、本来は法人経営の観点から検討されるべきものであり、経営実態調査において把握する項目としての優先度は、法人単位での実態把握と同様、高くないと考えられる。
- 一方で、施設・事業所においては、借入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、建物等の取得に際しては相当程度の投資が行われていることから、報酬改定の検討に際しての参考として、記入者負担に配慮しつつ、必要最低限の調査項目を追加する観点から、新たに長期借入金返済支出を把握する。

4 サービス間の費用按分の取扱い等

- 現行、複数の障害福祉サービスや介護サービスなど他制度のサービスを提供している事業所において、会計を一体的に処理している場合の費用按分については、集計の段階において、延べ利用者数や専有面積の割合、収入比率等、統一的なルールのもとに行っている。収益がサービスごとに明確に切り分けられるのに対し、費用は切り分けが困難であることから、引き続き適切に費用按分が行われる必要がある。
- 次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行うこととし、その方法については調査結果の公表の際に具体的に示すこととする。
- これまで報酬改定の検討に際しては、税控除前の収支差率が用いられているが、法人種別により税負担が異なることから、税控除後の収支差率も用いて検討すべきとの意見がある。
- これについては、経営実態調査が、報酬収入等がサービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であることに鑑みれば、従来どおり税控除前で行うことが適切であり、そもそも課税・非課税による法人経営の諸問題については、税制サイドにおいて考慮されるべきものであることから、引き続き現行の取扱いのとおりとする。
- また、国庫補助金等特別積立金取崩額については、社会福祉法人の旧会計基準と企業会計等の他の会計制度との比較を可能とするため、これまで、収益に含めず、また、対応する減価償却費から同額を控除する取扱いとしている。

- 同取崩額については、社会福祉法人の新会計基準において、収益に計上せず費用に控除項目として計上するよう見直されたことから、経営実態調査においても費用に控除額として計上するよう見直す。

5 有効回答率の向上に向けた取組等

- 前回、平成 26 年調査の有効回答率は 33.2%にとどまっている。調査結果の有効性を担保するためにも有効回答率の向上は必須の課題であり、両大臣折衝の際にもその改善に努めることとされている。
- 有効回答率が低い要因として、①質問内容と異なる回答がなされ、結果として調査票が無効となるケースがあること、②調査対象事業所を抽出する際の母集団名簿には、事業者指定は受けているもののサービスの提供実態がない、いわゆる休廃止事業所が相当数含まれていること等が考えられる。
- 記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点からは、①回答の際に、不条理なデータや誤記入に対してエラー表示で知らせることができるオンライン調査の促進や、②社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書の勘定項目と調査票への記載項目との対応イメージを提示することにより、事業者が適切に回答できるよう、記入要領等で工夫をするといった取組が必要である。
- また、休廃止事業所への対応としては、こうした事業所をあらかじめ母集団名簿から除外する方策として、国民健康保険団体連合会の給付データにおける請求事業所の名簿を活用して、調査対象事業所の抽出を行うことが考えられる。
- さらに、障害福祉サービス事業所については、経営規模が比較的小さい事業所が多い点も考慮すべきである。事業規模が大きい事業所においては、事務体制が整っていることから回収率が高く、また規模の経済性により経営が安定している事業所が多いと想定されるため、収支差率が高めに偏りがちになることが考えられる。このようなことから、事業所規模を考慮した抽出を行う必要がある。
- このほか、今後、報酬改定の際に経営実態調査結果の持つ重要性がさらに増していくことに鑑みれば、地方自治体、関係団体等を通じた調査への協力依頼について、さらなる働きかけが必要である。

第4 おわりに

- 本検討会においては、経営実態調査の見直し方策について、本日を含め3回にわたり議論を重ね、今般、見直しの基本的な方向性について取りまとめた。
- 今回の見直しは、先般の報酬改定の際の両大臣折衝において指摘がなされたことに端を発するものであったが、検討を進めるに従って、様々な技術的な課題が見えてくるとともに、現場の経営実態をそのまま的確に把握することの困難さを改めて感じるようになった。
- 社会保障制度全般にわたり見直しが求められる中、今後ともサービスを必要とする者に対して適切にサービスが提供されていく必要があり、そのためにも経営実態調査の持つ重要性は、ますます高まるものである。
- 今後、本報告書の内容を踏まえ、次回の調査に向けた調査票の見直し等が進められていくこととなるが、本検討会の検討過程において「前回の調査で無効となった調査票について、何が原因で無効となったのか分析を行うべき」との意見もあることから、改めて調査結果の検証を行うとともに、必要に応じて調査票の見直し等の過程において反映させていくことが求められる。

検討会構成員名簿・検討経緯等

1. 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会 構成員名簿

井出 健二郎 和光大学教授

小林 雄二郎 株式会社エイデル研究所経営支援部 部長

千葉 正展 独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター
リサーチグループ グループリーダー

○ 平野 方紹 立教大学教授

(五十音順、敬称略) ○座長

2. 検討の経緯

第1回 日時:平成 27 年9月 30 日(水)

議題:障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに係る論点等について

第2回 日時:平成 27 年 11 月 17 日(火)

議題:障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに係る論点等について

第3回 日時:平成 27 年 12 月 24 日(木)

議題:報告書案について